

令和6年第2回奥州市議会臨時会付議事件

(令和6年7月26日)

議案第1号 令和6年度奥州市一般会計補正予算(第4号)

報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第3号 一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について

報告第4号 一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

議案第 1 号

令和 6 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 7 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第1号

自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

## 専決第9号

### 専 決 処 分 書

奥州市胆沢小山字新田地内における自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 1 損害賠償及び和解の相手方

##### (1) 自動車の運転者

住所 (略)

氏名 (略)

##### (2) 自動車の所有者

住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 損害賠償の額

534,327円

#### 3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を85対15とし、奥州市は、相手方1(1)に対し人身損害賠償額358,700円を支払う。また、奥州市は、相手方1(2)に対し車両損害額206,620円のうち175,627円を支払い、相手方1(2)は、奥州市に対し車両損害額931,550円のうち139,733円を支払う。

#### 4 損害賠償の原因

令和5年7月4日午前8時38分頃、市民環境部生活環境課の職員が運転する公用車が奥州市胆沢小山字新田地内の県道交差点において、当該職員の不注意により一時停止義務を履行せずに交差点に進入した際、西進中の相手方車両と衝突し、運転者に全治3箇月の傷害を負わせたほか、当該車両を損傷させたことによる。

令和6年7月1日

奥州市長 倉 成 淳

## 報告第2号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

## 専決第10号

### 専 決 処 分 書

奥州市水沢佐倉河字鑑田地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

#### 2 損害賠償の額

175,186円

#### 3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額175,186円を支払う。

#### 4 損害賠償の原因

令和6年6月5日午後1時16分頃、相手方が奥州市水沢佐倉河字鑑田地内の市道鑑田多賀線を自動車で走行中、街路樹の枝が折れて相手方車両上に落下し、当該車両を損傷させたことによる。

令和6年7月8日

奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年7月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第4号

一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人江刺畜産公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年7月26日提出

奥州市長 倉 成 淳